

平成29年度第5回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会

化学物質審議会平成29年度第2回安全対策部会 第170回審査部会

第177回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

【第2部】

議事録

1. 日 時 平成29年9月22日（金） 14時45分～15時30分

2. 場 所 経済産業省本館地下2階 講堂

3. 出 席：（五十音順、敬称略）

薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会委員

石田 誠一	小川 久美子	菅野 純
鈴木 勇司	高橋 祐次	田中 博之
能美 健彦（座長）	平塚 明	平林 容子
広瀬 明彦	本間 正充	

化学物質審議会安全対策部会委員

浅野 哲	大石 美奈子	亀屋 隆志
小林 剛	石井 一弥	東海 明宏
原田 房枝	林 真（部会長）	

化学物質審議会審査部会委員

浅野 哲	金原 和秀	小林 剛
四ノ宮 美保	高月 峰夫	林 真（部会長）

中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会委員

青木 康展	石塚 真由美	菅野 純
小山 次朗	白石 寛明（委員長）	鈴木 規之
田辺 信介	山本 裕史	吉岡 義正
和田 勝		

事務局

厚生労働省 浜岡化学物質安全対策室長
経済産業省 飛騨化学物質安全室長
環境省 新田化学物質審査室長 他

4. 議 題

- (1) 一般化学物質及び優先評価化学物質の評価に係る用途分類の見直し及び排出係数の見直し方針について
- (2) 改正後化審法における少量及び低生産量新規化学物質申出に係る排出量推計の考え方について
- (3) その他

○経産省 大変お待たせいたしました。皆様おそろいになりましたので、これより第二部を開始いたします。

なお、第二部は、化学物質審議会は安全対策部会と審査部会の合同部会となっております。化学物質審議会審査部会は開催に必要な定足数を満たしていることをご報告いたします。

それでは、資料につきまして確認を行います。i P a dを御覧ください。

まず、第二部というふうになっていることを確認してください。00「議事次第」、その下に資料1が、01から03の資料がございます。その下に04といたしまして資料2、05以下が参考資料でして、参考資料が6種類ついております。

それでは、第二部の議事進行につきましても林部会長に引き続きお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○林部会長 それでは、これより第二部を開催したいと思います。

先ほどもお願いしましたが、少しこの部屋は大きいので、皆さん、ご発言のときには、できるだけ大きな声で皆さんに聞こえるようお願いいたします。

それでは、議題1の「一般化学物質及び優先評価化学物質の評価に係る用途分類の見直し及び排出係数の見直し方針について」でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○経産省 資料1を使ってご説明をいたします。i P a dの資料1をお開きください。よろしいでしょうか。

一般化学物質、優先評価化学物質の用途分類等の見直しの背景でございます。

化審法の平成 21 年改正によって導入されたスクリーニング評価・リスク評価では、化学物質の製造・輸入事業者による製造・輸入数量等の届出情報から環境中への化学物質の排出量を推計し、暴露評価を行っております。製造数量等の届出には、化学物質用途分類表の用途分類・詳細用途分類のコードを記載することになっており、用途分類・詳細用途分類別に設定されております排出係数を用いて排出量が推計されております。用途分類や排出係数につきまして、これまでの運用において明らかになった問題点を解消すべく、今般、一部の見直しを実施することといたしました。

下に参考として、用途の補足等を記載しております。

化審法で用いている化学物質用途分類表は、使用目的に対応する用途分類——例えば、塗料、コーティング剤といったものです——と、機能に対応する詳細用途分類——例えば、硬化剤、分散剤といったものになります——の 2 段構成で設定されております。

下の表には、化審法の各段階で用いる用途分類、排出係数の関係を示しました。太囲みで示しましたリスク評価用に用いている用途分類・詳細用途分類と排出係数、この排出係数は、ライフサイクルステージ別、詳細用途分類別、水溶解度と蒸気圧の物理化学的性状区分別に細かく設定されております。それが基礎になっておりまして、その簡略化、数値を平均化してまとめるといったようなことをして、スクリーニング評価用の排出係数を導出しております。議題 1 は、このリスク評価用・スクリーニング評価用の用途分類と、排出係数についての議論になります。

次の議題 2 では、この表の下にあります新規化学物質の特例制度用の排出係数の導出の仕方になっております。そのような関係でございます。

めくっていただいて、2 ページ目ですが、この土台となっております化学物質用途分類表の改正案についてでございます。

これまでの運用におきまして、この表に示した①から④のような問題点が明らかとなりました。対象となる用途について再分類、詳細用途分類の新設、整理、統合といったことで改正案を作成いたしました。

表をみていただきまして、まず、問題点の 1 つ目、「過大・過小評価してしまう用途分類・詳細用途分類」といったものです。これは例えば、発泡剤という詳細用途分類がございます。これは、27 番の用途分類、プラスチック等の中と、28 番、合成ゴム等の中にそれぞれ設定されておりました。発泡剤は、物理発泡剤と化学発泡剤というものがございまして、

今回、発泡剤をこの2つに分割することといたしました。物理発泡剤につきましてはプラスチックと合成ゴムから抜きまして、新たにエアゾール用溶剤という、用途分類8の中に組み込むことといたしました。また、化学発泡剤につきましては、21番の火薬類の中に新たに詳細用途として新設をするといったように改編をして、過小評価・過大評価を解消しようというふうに考えております。こういったもので、そのほか、芳香剤、消臭剤、作動油等について再分類といった形で整理をすることを考えております。

2つ目ですけれども、詳細用途分類がなく、事業者の方から問い合わせがあったもの、そういうものは「その他」という用途を選択するしかなかったのですけれども、今回、火薬類という中に固形燃料という用途分類を新設、その他、建設資材という詳細用途分類も新設をいたしました。

3つ目ですけれども、複数の用途分類に重複して該当していた用途分類です。これはレジスト材料なのですけれども、現行の16番の印刷インキ等と、24番のフォトレジスト材料とに分かれておりました。これにつきましては、16番のインキ等からはレジストインキを除き、24番のレジスト材料に統合することを考えております。

4つ目ですけれども、事業者の方々が選択を誤りやすい詳細用途分類名につきまして、より明確化することを考えております。幾つか例を挙げております。

そのほか、新たな知見による詳細用途分類の新設を行っております。

以上が用途の中身自体の改正内容でございます。

以上のような用途分類の追加・削除を考えているのですけれども、製造輸入事業者の方々が改正された後に新たな用途分類で届出しているかどうかを判別できるように、用途分類のコードを現行の2桁から3桁に変更することもあわせて考えております。

以上が用途分類の改正案でございます。詳細は、別添の2に用途分類表の新旧を添付してございます。

次、「4. 排出係数の設定方針」です。

まず、リスク評価用の詳細用途分類別の排出係数の設定です。

新たに設定した詳細用途分類、改正する詳細用途分類について、事業者の取り扱い実態等を調査しまして、現行の排出係数設定と同様の方法で排出係数を設定することを考えております。現行の排出係数といいますのは、EU等の排出係数を引用しておりまして、それをもとに日本の排出実態、P R T Rデータ等を使って補正をするという方法で排出係数を設定しております。

3ページに移りまして、上記以外の新設した用途等以外の排出係数につきましても、日本の排出実態に係る情報が新たに得られたものにつきましても、その情報を加味して現行の排出係数設定と同様の方法で数値の見直しをしていきたいというふうに考えております。

次に、スクリーニング評価用の用途分類別排出係数の設定でございます。

詳細用途分類別の排出係数が整理でき次第、用途分類別の排出係数を、原則現行の数値のまとめ方と同様の方法で導出したいと考えております。現行のスクリーニング用排出係数の導出は、一つの用途分類の中に複数の詳細用途があって、複数の排出係数があるのですが、その幾何平均化をした上で、ライフステージごとの幾何平均値を足し上げるといった形で導出しております。そのような格好で出すことを想定しております。

今後の予定ですけれども、今申し上げましたような排出係数の設定方針に基づいて、新たな用途分類別のリスク評価用、そしてスクリーニング評価用に用いる排出係数を設定し、今年度3月の3省合同審議会でもう一度審議に諮りたいというふうに考えております。その後、パブリックコメントをいたしまして、来年6月ごろには確定したものを公表したいというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

○林部会長　ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明につきまして、ご質問、ご討議をいただきたいのですが、時間の制約もありますので、細かい点ではいろいろコメントはおありかと思いますが、まずはこの、もう少し大所からみた方針案をどのようにするのがいいのかというところからご質問、コメントを賜ればよろしいかと思っております。先ほどと同じように、また名札を立ててご発言いただければと思います。よろしくお願いたします。ご質問、コメント等。

○吉岡委員　門外漢ですけれども、一つお尋ねいたします。

2ページの表——番号はありませんけれども、表の中の「①過大・過小評価してしまう」という、この「過大・過小」というのは、排出係数が大き過ぎ、あるいは小さ過ぎるものに適用してしまうという意味でしょうか。

○経産省　はい。そうです。例えば発泡剤の例ですと、現行の排出係数は化学発泡剤については過大であったのではないかと考えておりました、一方で、物理発泡剤だとしますと、用途分類別にプラスチック等の排出係数として丸めるときに全体として過小のほうに傾くといった、丸めるときの問題と、両方あったかと考えております。

○吉岡委員　その排出係数というのは、物質によって随分違って来るだろうというふうに思っております。「過大・過小」というレベルは、どれくらいのレベルだったならば「過大・過小」というふうに判断されているのかということをお尋ねしたい。

○林部会長　事務局、いかがですか。

○経産省　定量的にクライテリアがあるわけではございませんけれども、一つの用途分類の区分の中で大きくオーダーが異なっているものなどは、一つに丸めるときに、なるべくオーダーが似たものにグルーピングしたほうがいいだろうといったような観点で、今回見直しと再分類をしているところでございます。

○林部会長　では、「過大・過小」というのは、少なくとも 10 倍、100 倍というような、そのオーダーのレベルで違うようなものは正していこうというご趣旨だと理解しますが、それでよろしいですね。

○経産省　はい。

○林部会長　吉岡先生、いかがですか。

○吉岡委員　結構です。

○林部会長　そのほかに。

○鈴木（規）委員　用途分類を直されるというのは、間違いとかもあったようですので、それはよろしいかと思いますが、これは前から私はしつこく申し上げてきたのですけれども、スクリーニング評価用の排出係数をつくる時に幾何平均を使われるというのは、私はどうにも理解できないのですが、この排出係数は実数値で使うものなので、実数値で使うものの分類別のものを幾何平均にするというのは統計学的な意味が何なのか全く理解できないところがありまして、今それで進んでいるということではあります、もしこれを見直されるのであれば、本来であればこれは、何も根拠がなければ、むしろ算術平均をとるべきだと思いますけれども。そのほうが正当だと思いますし、それもできないのであれば、少なくとも、ある種、研究ないし検討として平均値のとり方を変えたときに何が起こるかという検討はしていただく価値があるかなと思いますが。ちょっと、幾何平均をとっておられる統計学的な意味というのはどういうふうに考えておられるのでしょうか。

○経産省　物理化学的性状の区分別に詳細用途別の排出係数を設定しておるのですが、物理化学的性状がオーダーごとで、おおむね排出係数も——まあ、ものによるのですけれども、オーダーで変わるというような設定がされております。オーダーで変わるようなものの中心

傾向といえますか、その平均的な傾向としての値をとるという中で、幾何平均というもので代表値をつくっているということです。

○鈴木（規）委員 多分、このスクリーニングで使うまとめた排出係数というのは、できれば最終的に詳細用途分類で検討された結果の合計値を代表、本来正しく推計される物質の推計値を、できれば正しく推計する1個の代表値であるほうがいいと思うんですけども、多分、別にオーダーで排出係数が変わってくるとすれば、これは実際に計算すると、恐らくオーダーの高いところが全部きいて、特定排出源の排出源が大ききくような計算結果になるはずなのですが、それが多分幾何平均だと反映されなくなるので、多分おかしいことになって——おかしいというか、何か、統計学的には私なんかは何かおかしいと思うんですけども。

ですから、多分、一番まっとうそうなのは、それぞれの区分ごとの実際の物質の量か何かで、ウェイトをかけて平均するというのが一番まっとうな方法だと思いますが、それが非常に難しいとすれば、恐らく算術平均のほうがまっとうな方法で、しかし、今既に動いているというのであれば、ともかく、私としては、少なくとも次の段階のステップに向けて、この平均値のとり方は何が適切かということを少し検討していただくことがよいかと私は思います。

○林部会長 グループ内の違う排出係数をどういうふうに丸めていくかということのやり方なのですけども、事務局のほうから何かお答えはありますか。

○経産省 先ほどいいましたように、今、オーダーの違う物理化学的性状ごとに傾向が出ているものの中心傾向ということで、幾何平均化しております。それが最善だというふうにも思っておらないのですけれども、例えば、算術平均ですと一番大きいものに極端に引きずられるというだけになってしまいます。今使っているスクリーニング用の排出係数で、ここ7～8年、スクリーニング評価を運用してリスク評価の詳細段階まで評価を進めてきましたけれども、それほど大きな問題はなかったと申しますか、過小評価をしてきてということではなく、むしろかなり大きい、安全側に推計してきたのではないかというふうに考えております。必要な修正は施したいと思っておりますけれども、基本路線としては現行と同じような丸め方でいいのではないかとこのように考えております。

○鈴木（規）委員 今、ちょっと、算術平均にすると過大なものに引きずられるとおっしゃいましたが、今ここでつくっている詳細用途分類の筋書き、新しく、それを平均するという意味であれば、引きずられるほうが多分事実ですので、それを反映する必要があるとい

うことです。それは数字の統計としては、私はこういう計算を散々やってきたのですが、ある種対数正規的な、オーダーで変わるような数字の列を平均化したときに、計算していただければすぐわかりますが、今いわれたように、算術平均値の一番大きいところに真の排出量が引きずられます。それが多分計算上の事実になりますので、それをどう反映するかというのは、もちろんだう扱うかという判断は常にあるのですけれども、それが間違っているということは別にないので、実際の数字をよくみて扱っていただくような方針を考えていただくことを私としては希望します。

○林部会長　ありがとうございました。ほかには。

今、鈴木先生からおっしゃったように、どういうふうに丸めていくのかという細かい点についてはもう少し事務局のほうでも検討していただくということかと思いますが、全体の方針としては、この今の事務局からの案でお認めいただけますでしょうか。

では、とりあえず、この大所からの方針としては事務局案で行くということで、また細かい点につきましてはそれぞれ検討をいただくということにさせていただきたいというふうに思います。

それでは、議題2のほうに移らせていただきます。議題2は「改正後化審法における少量及び低生産量新規化学物質申出に係る排出量推計の考え方について」でございます。事務局よりご説明をお願いいたします。

○経産省　資料2を御覧ください。

6月7日に化審法が改正をされまして、少量新規化学物質と低生産量新規化学物質の申出に関しましては、全国数量上限値を製造・輸入数量から環境排出ベースで1 tまたは10 tに変更することになりました。これにより、環境排出量の推計値を算出するための方法について、今回はこの資料にまとめております。

まず、資料2の1ページ目の1ポツをご覧ください。「用途分類及び用途番号」になります。

化審法改正後の少量新規と低生産の申出において用いる用途分類と、電算処理コードに記載する用途番号につきましては、スクリーニング評価用で用いているものと同じ用途番号である50分類の番号を用いることとしたいと思っております。

また、用途分類の中に98番として「その他」がございます。これは、さまざまな用途に使用されることが想定されますので、排出係数は現在「1」に設定されております。これにつきましては、該当番号がないのではなく、用途が不明な場合に多用されますと、今回の法

改正において環境排出量ベースに変更した効果が薄れてきてしまいますので、これにつきましては原則使用しないことを予定しております。ただ、従来この番号を使用されていた方もいらっしゃると思いますので、そういった事業者に対しましては、具体的な用途情報をお聞きしながら適切な用途番号をご紹介しますといった取り組みをしていこうと思っております。

その次に、一部の用途分類につきましてはグループ化して用いることも検討したいと思っております。

また、スクリーニング評価用のものの用途分類を用いるということでお話をしておりますが、先ほど資料1において、問題点を解消すべく用途分類と排出係数を見直す予定になっておりますので、そちらが変わった場合には、こちらのほうの少量新規に用いる用途番号、それから排出係数に関しても同様に見直す予定にしております。

2ポツです。「排出係数及び排出量について」です。(1)排出係数を御覧ください。

現在のスクリーニング評価の係数につきましては、先ほどもお話がありましたように、蒸気圧や対水溶解度により幅のあるリスク評価用の排出係数を幾何平均した数値を使用しております。少量新規に関しましては、より安全サイドの排出係数とするために、リスク評価用の排出係数のうち、詳細用途分類ごとに、各ライフサイクルステージの媒体別最大排出係数を選択して、それらをまとめた詳細用途別排出係数を算出した後、その幾何平均値を採用する方向で考えております。後ほど、資料の別紙1と2を用いて詳細にご説明したいと思います。

また、少量新規、低生産に係る確認通知につきましては、製造と輸入を区別しておらず、輸入のみとして申し出たものであっても年度内に製造を切りかえる可能性もあるため、全ての申し出について、製造分の排出係数も加えたものとしたと考えております。

その他、さらに廃棄段階の排出係数については必要に応じて検討を加えることといたします。

次のページを御覧ください。

排出量に関しましては、先ほどの(1)で計算しました排出係数に、事業者から出てきた製造・輸入予定数量を掛け合わせまして排出量を算出することとしまして、全国総量が政令で定める上限を超過する場合には、製造・輸入数量の数量調整等を行うことといたしたいと思っております。

また、ここには書いておりませんが、今後排出係数を用いるに当たりましては、事業者から用途情報を把握するために必要な書類を提出していただき、それで用途情報を確定したいと思っております。

3番ですけれども、今後のスケジュールにつきましては、先ほどの資料1と同様に、3月に審議会での審議をし、4月にパブリックコメント、6月に公表を予定しております。

では、次のページの、別紙1の排出係数を御覧ください。

ライフステージごとに、ここでは製造段階と、調合段階と、工業的使用段階を例に挙げておりますが、それぞれの段階において大気と水に分かれております。大気のほうであれば、蒸気圧ごとに排出係数が異なってきておりますが、一番高い蒸気圧のものについて排出係数が大きな値になっておりますので、その値を用いることにしています。水域のほうについても同様で、対水溶解度に応じて排出係数が異なっておりますが、一番大きな値を用いることとしております。

次のページを御覧ください。

今回の場合ですと、38の「電気・電子材料」につきまして、先ほどの最大値を用いたものをマトリックスにしたのがこの表になっております。詳細用途分類ごとに足し合わせをしたものが一番右側の端の数字になっておりまして、最後に、38番の「電気・電子材料」の排出係数に関しましては、詳細用途分類ごとの排出係数を幾何平均したものを38番の用途分類の環境排出量として用いることとしたいと考えております。

次のページは参考ですので、最後の別紙2を御覧ください。

少量新規で用いる用途分類につきましては、スクリーニングと同様に、この50分類を用いることとしております。先ほどお話ししましたとおり、下から2番目の98のその他は削除をする予定にしております。数値に関しましては、右側が現行のスクリーニング評価用のものでして、これにつきましては先ほどの議題1に従って再度見直すことになっております。

ここでは、現行のスクリーニング評価のものを用いて計算をした場合には、右から2番目の列に記載してある排出係数になります。こちらに関しましても、議題1の見直しが行われた後、再度計算をし直して、次回の審議会でご報告することとしております。

以上です。

○林部会長　　ありがとうございました。

それでは、質問、ご討議、お願いいたします。

○吉岡委員 ページ数が書いていないのでわからないのですが、STEP 2、STEP 1 にて選択したという表題から始まる表です。

ここでは、詳細用途分類のところ、製造、調合、工業的使用段階、それぞれについてのものをまとめるということで一つの値にしている。ただ、思いますのは、大気と水域というのをまとめるということが本当に適切なのだろうか。物質を排出する場合に、大気に出ていくものと水域に出ていくものは全く違うものではないだろうかということで、ちょっと、どうしてまとめるのかなというところが不思議に思ってお聞きします。

○経産省 物質によると思いますけれども、大気のほうに出ていく物質もあれば、水域のほうに出ていく物質もありますので、そういった物質に関しまして、今回は両方を足し合わせることによって、この用途分類として用いる排出係数として利用したいと思っております。

○吉岡委員 後のほうでリスクを考えたときに、当然リスクは大気の場合と水質の場合はやり方が全然違うので、環境のほうでいえば水質だけしかみていないので、そういう意味からすると、それを一緒に一つの排出係数にしてしまっても、本当に実情に合うのかなという気がするんですがね。

○林部会長 事務局、いかがでしょうか。

○経産省 今回のものに関しましては、環境排出量ベースが幾らなのかということ算出するために利用する排出係数を算出したいと思っております、それで今回こういった算出方法を用いております。

○吉岡委員 繰り返しになりますけれども、最後で評価するときには何を使うかといったら、私どもは環境のほうですから、水に出ていくものしか扱っていないんですね。そういうような使い方をするのに、途中で混ぜちゃって一緒にしてもいいのかなという、その部分なんです。

○経産省 少量新規のほうでは、従来ですと製造・輸入数量の1 t という上限値があったのですけれども、今後は環境排出量ベースでの1 t という上限値が決まることとなりますので、ここではそれをどうやって算出していくのかということについて検討した結果になっております。

○林部会長 これまでは製造数量で規定していたわけですね。それが改正によって環境への排出量で規制するということになったわけで、それをどういうふうに見積もっていくかということなのですが、先ほど説明があったように、それぞれの最大値をさらに平均化して、それをを用いることによって、おおまかではありますけれども、その環境への

排出量というものを多目に見積もるということで、新化審法の要件を満たすのではないかと
いうのがこの事務局案だというふうに考えるのですけれども。

今、吉岡委員がおっしゃったように、確かに大気と水質を一緒にしていいのかという議論
は当然あると思うんですけれども、もう少しおおまかなくくりとしてどうなのかということ
で考えていただければいいのかなというふうに思います。これはあくまで半分は私の個人的
見解です。

○吉岡委員 足し算をされるわけですから、少なくとも安全側に寄っているのですから、こちら
のほうとしては問題ないんですけれども、される側のほうとしては反対意見も出てくるので
はないかなというふうには思います。それだけです。

○林部会長 ありがとうございます。

○亀屋委員 ありがとうございます。安全サイドの排出係数の設定ということで、最後の
別表2のところでは安全サイドに寄り過ぎないかという心配をすることがありますが、新規
ということなので、よくわからないところで安全サイドになっているのだという理解でおり
ますので、そこは非常に悪いことではないかなと思っておりますが、ちょっと細かいことで恐
縮なんですけど、別表2の35番の用途番号の溶接材料なんですけれども、スクリーニング評
価が0.02のところに対して、今回の特例のところは0.01で、排出係数が小さくなっている
ところが1カ所あるので、ちょっとこれはもしかすると計算ミスか何かかもしれないと思う
んですが、何か特別ここだけ排出係数を小さくした理由というのはあるのでしょうか。

○経産省 確認させていただきます。この数字については、先ほど申し上げましたとおり、
資料1の変更に伴ってもう一度計算をしますのですから、そのときには間違いのないようにご提示
させていただきたいと思っております。

○林部会長 ということだそうです。

○亀屋委員 はい。確認よろしく願いいたします。

○林部会長 ほかに。

○鈴木（規）委員 幾何平均値は先ほどと同じですので繰り返しません、ご検討いただ
ければ幸いですと思っております。

それで、計算設定の、今回使われて、全部とられている方針は、大体それで私はいいかと
思うんですが、それでもかなり小さい、特に0.01以下になる幾つかの区分がありまして、
これはある種準備段階で、私が内部的にそうすると100社ぐらい行けることになるだけで
もとかいう話をしたことがあったときに、実際にはそんなにたくさん事業者がいるわけで

はないというお話もありまして、特にこの非常に小さくなるケースについて、実際に事業者さんがそんなにいないのかどうかというような、そこまでやっていないかもしれませんが、ある程度確認というのは可能でしょうか。

○経産省 過去の事例では、同一物質で申し出のあった事業者数が最大 25 社になっております。

○鈴木（規）委員 その実態はその実態であるということで納得しておりますが、その実態がもし何らか変わってくるようなことがあった場合には、何か別な再検討も必要になるのではないかと思いますので、そこはよろしく願いいたします。

○林部会長 いかがですか。

○経産省 まず、1社当たりの製造・輸入数量は従来どおり 1 t という上限があります。また、最大で 25 社という過去の事例もありますので、排出係数としては 0.04 を用いるということも考えられます。そういった実態等も踏まえながら、実際に用いる排出係数については検討していきたいと思います。

○鈴木（規）委員 それはいいのですけれども、25 社というものが、25 社ではないような実態があるのかどうかということは監視していただければということです。

○経産省 一物質当たりの申出事業者数が今後増えていないかということについては監視していきたいと思います。

○林部会長 さっき説明にもありましたように、実情に合わせてまたそれはいろいろと変更なり議論なりはしていく必要があるかとは思いますが。

ほかに。よろしいですか。

○吉岡委員 用途分類のところに戻ってしまっただけ申しわけないんですけども、資料 1 の別紙 2 のところの、次のページに、例えば殺生物剤というものが 118、119、120 とございます。同じ殺生物剤にしても、例えば正規品に含まれて、同時に家庭用にも使われるというような、そういう薬剤というのは出てこないんですか。つまり、これだけではないけれども、あっちでもこっちでもやるというようなものが出てきたときには、業者としてはどうするんですか。

○経産省 用途分類に関しましては 50 分類がありますので、基本的には一般物質等の届出と同様に 50 分類で事業者の方には出していただく予定にしております。もし複数の用途がある場合には、用途ごとに製造・輸入数量を出していただく予定にしております。

○林部会長 よろしいですか。

○吉岡委員 すみません、実情はあまりよく知らないのですけれども、そこまでわかるものですか。これは何%がこっちに使って、今度はこっちは何%使うというような、そういうことまでわかるんですか。

○経産省 それによって排出係数が異なってきますので、製造・輸入数量ごとに用途分類を決めていただく必要があると考えております。

○林部会長 その辺は実際の届出のときにある程度の、そういうぎりぎりのときには指導が入るといふうに、私は個人的には考えていたのですけれども、そういうことでよろしいんでしょうか。

○吉岡委員 高分子の問題ですけれども、高分子の場合には評価のフロースキームが普通の物質とは全然違います。そういう意味で、高分子というものが用途分類であちこち入ってくるだろうと思うんですけれども、それに対して排出係数をどうこうというようなものを計算に入れる、入れないということは、どのようにお考えでしょうか。

○経産省 少量新規の場合には、届け出ていただく情報が製造・輸入数量と用途情報になっていますので、高分子情報というものに関して、例えば一般物質であるところの高分子チェックというようなものは予定しておりませんので、基本的には、高分子なのか低分子なのかにかかわらず、同じ用途分類を用いて、同じ排出係数を用いていただく予定にしております。

○林部会長 よろしいですか。

ほかに。もしなければ、まだまだ細かい点で詰めないといけないところは宿題として残っているように思いますが、この基本的な考え方についてはご同意いただいたというふうにさせていただきますと思いますが、よろしいですね。

それでは、そのようにさせていただきます。

事務局のほうから、そのほか何かありますか。

○経産省 合同審議会第三部の審議につきましてですけれども、約15分の休憩を挟みまして、15時45分から開始したいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

なお、第三部は、化学物質審議会については審査部会のみで開催になります。新規化学物質の審査等がございますので、第三部につきましては非公開とさせていただきます。傍聴者の方におかれましては、ご退室いただきますようお願いいたします。

○林部会長 それでは、以上をもちまして合同審議会第二部を終了とさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

—了—